

岩手県事務委任及び代決専決規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年12月21日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第69号

岩手県事務委任及び代決専決規則の一部を改正する規則

岩手県事務委任及び代決専決規則（平成18年岩手県規則第64号）の一部を次のように改正する。

改正前						改正後							
(農林部長等専決事項)						(農林部長等専決事項)							
第36条 広域振興局の農政部長、林務部長及び農林部長、農政部又は農林部の農林振興センター所長並びに農政部農村整備センター所長の専決できる事項は、次の表に掲げる事務（同表の「専決権者」欄に○印のある事務に限る。）とする。						第36条 広域振興局の農政部長、林務部長及び農林部長、農政部又は農林部の農林振興センター所長並びに農政部農村整備センター所長の専決できる事項は、次の表に掲げる事務（同表の「専決権者」欄に○印のある事務に限る。）とする。							
事 務	専決権者					備 考	事 務	専決権者					備 考
	農 政 部 長	林 務 部 長	農 林 部 長	農 政 部 又 は 農 林 部 の 農 林 振 興 セ ン タ ー 所 長	農 政 部 農 村 整 備 セ ン タ ー 所 長			農 政 部 長	林 務 部 長	農 林 部 長	農 政 部 又 は 農 林 部 の 農 林 振 興 セ ン タ ー 所 長	農 政 部 農 村 整 備 セ ン タ ー 所 長	
[略]						[略]							
34	みつばち の転飼許可 に関するこ と。	[略]					34	蜜蜂の転 飼許可に関 すること。	[略]				
[略]						[略]							
2～4 [略]						2～4 [略]							
別表第5 広域振興局長委任事項並びに当該事項に係る副局長及び農政部長等専決事項（第5条、第30条、第36条関係）						別表第5 広域振興局長委任事項並びに当該事項に係る副局長及び農政部長等専決事項（第5条、第30条、第36条関係）							
事 務	条 項	内 容	専決権者			備 考	事 務	条 項	内 容	専決権者			備 考
			副 局 長	部 長	部 に 置 く 室 の 長					セ ン タ ー に 置 く	副 局 長	部 長	

						等	室 の 長
[略]							
49	<u>養ほう</u> 振興法（ 昭和30年 法律第 180号） の施行に 関する事 務	<u>第3条</u>	[略]				
[略]							
[略]							

						等	室 の 長
[略]							
49	<u>養蜂振</u> 興法（昭 和30年法 律第180 号）の施 行に關す る事務	<u>第3条</u> <u>第1項</u> 及び第 <u>3項</u>	[略]				
		<u>第9条</u> <u>第1項</u>	報告の徴 収又は立 入検査等	○			
[略]							
[略]							

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成25年1月1日から施行する。